

品企財発第1号  
令和3年4月1日

各部局長 様

品川区副区長

桑 村 正 敏  
和 氣 正 典

令和3年度予算の執行について（依命通達）

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、経済活動の抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退に至った。内閣府が公表する直近の月例経済報告では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、個人消費に弱さがみられる」と依然として先行き不透明な状況が続いている。

区の歳入については、大幅な景気後退により、企業業績の悪化、区民の所得減少に伴う、特別区民税や財政調整交付金の減収が見込まれ、引き続き国による法人住民税の一部国税化やふるさと納税も、今後の区財政運営に大きな影響を与えることが予想される。

一方で、引き続き新型コロナウイルス対策は、感染症対策を継続する中で、ワクチン接種が始まり、コロナ禍の脱却に向けて明るい兆しが見え始めている。ワクチン接種の実施主体である区は、これを早急に進めなければならない。また、区内経済対策では、中小事業者への資金繰り支援等を継続し、新型コロナウイルス感染症の動向をしっかりと見極め、経済回復に向けた施策を準備しておく必要がある。

こうした状況の中で、令和3年度予算は、一日でも早く区民の皆様が安心できる生活を取り戻せるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止と地域経済の回復を最優先課題とし、東京2020大会への取り組みや、長期基本計画の着実な実現に向けた積極予算として編成した。

各事業の実施にあたっては、職員一人ひとりが効果的・効率的な予算執行を進める意識をもって、予算化された施策を積極的に進めていただきたい。また、社会経済情勢の先行きが見通せない中で、状況の変化に応じて、柔軟に施策が展開できるよう、幅広い視野と創意工夫を凝らす想像力、さらには臨機応変な対応力が不可欠である。

よって各部局においては、

第一に、新型コロナウイルス対策については、早急な施策の対応に努めること。必要に応じて緊急的な補正予算の編成も視野に入れること。

第二に、歳入では、国・都の政策動向の把握に努め助成制度を有効活用するとともにクラウドファンディングなど様々な手法を取り入れ、安定した財政基盤の構築を図ること。特に、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等の活用については、漏れのないよう十分に留意すること。

第三に、社会的情勢の変化を十分に見極め、執行段階においても、積極的かつ柔軟な取り組みを行い、時には、事業の見直しも検討すること。

第四に、長期基本計画を着実に進めるため、未来につながる施策の展開を意識すること。

以上を踏まえ、下記事項に留意して令和3年度の予算執行にあたらたい。

この旨、命によって通達する。

## 記

### 第一 全般的事項

- 1 新型コロナウイルス対策について、引き続き感染拡大防止に努めるとともに、地域経済の回復に積極的に取り組むこと。
- 2 開催が予定される東京2020大会に向け、各部局連携の上、関連事業に取り組むとともに、レガシーにつながる施策を実行していくこと。
- 3 長期基本計画の着実な実現に向けて計画的な予算執行に取り組むこと。
- 4 予算執行については、予算事務規則、会計事務規則、契約事務規則等に基づき、適正に処理すること。
- 5 歳入は、予算計上額の確保が歳出予算執行の前提となることに留意すること。

- (1) 前年度以上の収入額（率）を達成するよう努め、前年度同月比で低下しているものについては、原因等の分析を行い、適切な措置を講じること。
  - (2) 新規事業に対する国・都支出金については、積極的に情報収集を行い、歳入の確保に努めること。
- 6 歳出は、最小の経費で最大の効果をあげるため、次の点に留意すること。
- (1) 事業の実施にあたっては、状況に応じた多方面からの検討を加え、より効果的・効率的な執行に努めること。
  - (2) 新規事業については、関係機関との情報交換や協議等を十分に行い、周到な事業計画を作成し、早期着手、適正な執行に努めること。
  - (3) 予算執行は、議決予算（予算見積書の事業別予算の各節を指すもの）に即して適正に行うこと。なお、補正予算の計上が必要となる事業の事前執行は、厳に避けること。
- 7 会計管理室における資金繰りを円滑に進めていくため、特に次のことに留意すること。
- (1) 国・都支出金は、関係機関との連絡を密にして、早期収納に努めること。
  - (2) 収支予定を綿密に積算し、収入日と執行日を明確にするとともに、収入に応じた支出を図るよう努めること。
- 8 新公会計制度の運用については、「品川区新公会計制度基本方針」に基づき適正な処理に努めること。

## 第二 歳入について

- 1 新型コロナウイルス対策に係る国および都の補助制度等の動向に引き続き注意を払うこと。
- 2 特別区民税は、歳入の根幹であり、区財政に大きな影響を与えるものである。ついては、課税対象を的確に把握するとともに、負担の公平性の観点からも滞納整理を促進し、一層の徴収率向上に努めること。
- 3 各特別会計における保険料は、保険制度の基盤をなすものであるため、制度の趣旨普及等を通じて特段の徴収努力を行い、徴収率の向上に努め、一般会計による負担の縮減を図ること。

- 4 国・都支出金については、補助制度の創設、組替えなどの動向に注意を払い、積極的な活用を図るなど、一層の収入確保に努めること。
  - (1) 補助金等の申請にあたっては、事業計画を綿密に立て、早期の申請に努めること。
  - (2) 補助基準との単価差・対象差等により生じる区の超過負担の解消について、関係機関に積極的に働きかけること。
- 5 当初見込んでいた補助金・交付金等に減収のおそれがあるときは、速やかに財政課と協議し、支出抑制等の措置を講じること。
- 6 各施設使用料については、施設利用のPR等に努めるとともに、利用形態や納付方法等を見直し、増収を図ること。また、受益者負担の考えを踏まえ、使用料の適正化について検討すること。
- 7 負担の公平を図るため、自己負担金、各種貸付金返還金、保育園保育料、区営・区民住宅使用料等の未納分・滞納分の徴収については、特段の努力をすること。
- 8 新たな寄附金収入については、速やかに予算化し、寄附者の意向を踏まえ執行すること。
- 9 基金の運用については、経済動向を踏まえ、安全性を最重要視するとともに、効率性も考慮すること。
- 10 各種団体が行っている助成制度やクラウドファンディング等の手法を積極的に活用し、税外収入の確保に努めること。

### 第三 歳出について

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大による不測の事態により緊急の対応が必要になった場合は、速やかに財政課と協議すること。
- 2 予算の執行にあたっては、事業の目的が確実に達成できるよう、年間の執行計画を策定すること。やむを得ず計画を変更する場合は、最小限にとどめること。

なお、翌年度への予算の繰越しが発生するおそれがある場合は、速やかに財政課へ報告し、関係機関との調整を図ること。
- 3 議決を要する契約締結（変更を含む。）を行う事業については、議案提出時期を含め経理課との緊密な調整を行うこと。
- 4 地域経済対策の観点から、工事の発注や物品購入等については、区内

業者への受注機会の確保に努めること。

- 5 債務負担行為を設定している事業については、工事出来高等の状況に注意を払い、債務負担行為の変更・追加が見込まれる場合には、速やかに財政課へ協議すること。
- 6 事業の進捗に大きな影響を与える各種の調査・設計委託等については、翌年度の予算編成に支障が生じないよう関係各課と十分な調整を図り、計画的に進めること。
- 7 環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入等）を進めることにより、環境負荷の軽減を図ること。
- 8 イベント等で使用する使い捨て容器や会議等で提供する飲料は、可能な限り自然環境に配慮された素材による容器を活用し、使い捨てプラスチックの使用削減に積極的に努めること。
- 9 情報システムに係る経費については、情報システム調達ガイドラインに基づき標準化および効率化を図り、適正な調達プロセスを経ること。
- 10 番号制度の運用については、「品川区におけるマイナンバー制度の利活用の基本方針」に基づき、個人番号カードの独自利用を検討すること。

#### 第四 予算執行計画について

予算執行計画は、予算事務規則第14条に基づき策定するものである。よって、各部局の長は経営的視点に立ち、自主的な判断と責任により着実な事業執行を図ることを目標に策定すること。

#### 第五 執行手続について

##### 1 予算流用について

予算の執行上やむを得ない事由がある場合は、一定の範囲内において各部局の長の権限で流用を行えるものとするが、事前に財政課と調整すること。

##### 2 執行委任について

執行委任は、委任する側と受任する側との間で綿密な意思の疎通を図り、適切な時期を考慮して行うこと。

##### 3 不用額の処理について

予算執行につき生じた差額（見積差、契約落差等）は、その要因を明

確に区分し、減額補正または決算上の不用額とすること。

#### 4 進行管理について

施策の目的が効果的・効率的に達成できるよう、執行状況を的確に把握し、執行実績の客観的な分析・評価を行うこと。

- (1) 予算執行は、執行計画において、事業別・四半期ごとに定めた執行計画額の範囲内で行い、予算を超過しないよう厳に注意すること。
- (2) 予算執行にあたり、次の事項については別途企画部長より通知する。
  - ① 進行管理対象事業
  - ② 特に区長が指定する事業
  - ③ パブリックコメント対象事業
- (3) 予算事務規則第24条第2項に基づく収支状況報告および実績報告は、次のとおり行うこと。
  - ① 収支状況報告は、各四半期の執行計画における執行率が80%未満の事業について、各四半期終了後15日以内に執行残額説明書を財政課に1部提出して行うこと。また、同説明書指示事項欄には、各部署の長の指示を必ず記入すること。
  - ② 「特に区長が指定する事業」に係る実績報告は省略する。

## 第六 その他

### 1 監査結果における注意事項

定期監査において、例年指摘されている支払遅延や契約手続の不備等が生じないように、予算の執行にあたっては、関係法令等に基づき特段の注意を払うこと。

### 2 公共施設等の整備・管理計画について

「品川区公共施設等総合計画」に基づき、各施設の維持管理にかかる経費について適切に把握し、より効率的な運営に努めるとともに、施設の複合化や集約化、民間活力の導入について積極的な検討を行うこと。

### 3 令和4年度予算編成に向けて

長期基本計画を着実に進め、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現させるために、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、事業の見直し、再構築を進めるとともに、新たな施策を年度当初より積極的に検討すること。